

広島大学法科大学院年次報告書  
【平成30年度評価実施】

令和元年6月

広島大学大学院法務研究科法務専攻

1. 法科大学院の概要

(1) 設置者

	機構使用欄
国立大学法人 広島大学	

(2) 教育上の基本組織

		機構使用欄
大学・研究科・専攻名	広島大学大学院法務研究科法務専攻	
開設年度	平成16年度	

(3) 所在地

		機構使用欄
広島県広島市		

(注) 法科大学院(研究科・専攻)の所在地とし、都道府県、市町村名まで記入してください。(東京特別区の場合は区名まで記入してください。)

(4) 教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

		機構使用欄
教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像	<p>教育理念 知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに、高い倫理観をもち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の構築に貢献する。</p> <p>教育目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1：実力ある法律専門家の養成             <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律についての高度な専門的知識</li> <li>・状況に即応できる柔軟な思考</li> <li>・グローバルに活躍できる国際的な視野</li> </ul> </li> <li>2：人格高潔な見識ある法律専門家の養成             <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い教養と高い倫理性</li> <li>・専門職業人（プロフェッション）としての任務に対する深い自覚</li> </ul> </li> <li>3：「社会生活上の医師」たる法律専門家の養成             <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーガル・サービスを必要とする社会各層の要請に対応</li> <li>・人間と社会に対する深い関心・理解力・洞察力</li> </ul> </li> <li>4：対話力に優れた法律専門家の養成             <ul style="list-style-type: none"> <li>・人の絆を大切にする対話力</li> <li>・人の心の痛みが分かる共感力</li> <li>・人をリスペクトする包容力</li> </ul> </li> </ol>	

<p>ディプロマ・ポリシー</p>	<p>法務研究科では、知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに高い倫理観を持ち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法曹を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の建設に貢献するという教育理念に基づき、ディプロマ・ポリシーを定めました。</p> <p>専門職大学院である本研究科の標準修業年限は3年で、所定の科目群から合計99単位以上を修得し、次の(1)から(4)までの能力を備え、司法試験に合格しうる人に学位「法務博士(専門職)」を授与します。</p> <p>(1)「学修の転移・活用 (transfer of learning)」のプロセスを経た、高度な専門的法律知識を紛争解決の場面に応用し、状況に応じて適切かつ柔軟に運用できる思考力と判断力</p> <p>(2)法の定めや先例がない利害対立状況でも、自ら原理原則を選択し妥当な利害調整策を探求し構築できる、創造性に富んだ法的思考力</p> <p>(3)充実した法的サービスと法的支援の求めに応える「国民の社会生活上の医師」としての、人間や社会に対する深い洞察力と理解力</p> <p>(4)専門職業人(プロフェッション)としての職責を深く自覚し、日々の活動を真摯に自省しながら、知性を錬磨し日々研鑽を継続する力</p> <p>なお、本研究科の課程において必要とする法学の基礎的学識を有すると教授会が認めた人(法学既修者)については、1年次配当の必修科目27単位を修得したものとみなします。法学既修者は、2年で本研究科課程を修了することができます。</p>
<p>カリキュラム・ポリシー</p>	<p>法務研究科では、教育理念及びディプロマ・ポリシーに基づき、高い倫理観と高度な専門知識・能力を合わせ持つリーガル・プロフェッションを育成するためのカリキュラムを編成します。</p> <p>カリキュラム編成においては、授業科目を、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の4群に分類し、理論と実務とを架橋する学修を目的とします。具体的な編成方針は、1年次には各法領域につき基礎・基本となる知識の修得、2年次には実体法と手続法との融合を図り、3年次には理論と実務とを調和させることにより、年次進行に合わせて体系的・段階的に基礎から応用へと知識を積み上げるとともに、十全な自学自習が可能となるまで学修力を鍛錬します。</p> <p>どの年次・学修段階においても知識の授受のみではなく、問題点を的確に発見し知識を応用して適切に解決する法的思考を求める授業内容・方法を実践します。これにより、紛争解決の場で専門的知識を応用できる「学修の転移・活用 (transfer of learning)」の経験を通じた、高度な専門的知識のより深い、イノベーションをも起こせる理解を目指します。</p> <p>また、柔軟かつ緻密な法的思考をコミュニケーションする能力を涵養するため、自主的積極的な授業参加を求める、プロセス重視の対話型教育法による充実した授業が展開されます。</p> <p>さらに、3年コース(法学未修者)入学者を対象として、法学の学修にスムーズかつ速やかに対応することができるよう導入科目を設置しています。</p>

(注) 各法科大学院が公表しているものを記入してください。

2. 教員組織

(1) 教員数

分類			所属	教授	准教授	講師	助教	計		
								うち、法曹としての実務の経験を有する者		
専任教員	専属専任教員	研究者・専任教員	研・専	13	1	1	0		15	
		実務家・専任教員	実・専	1	0	0	0	1	1	
		実務家・みなし専任教員	実・み	2	0	0	0	2	2	
	兼務研究者・専任教員	専・他	学士課程		0	0	0	0		0
			修士課程		0	0	0	0		0
			博士前期課程		0	0	0	0		0
			博士後期課程		0	0	0	0		0
			専門職学位課程		0	0	0	0		0
	兼務実務家・専任教員	専・他	学士課程		0	0	0	0	0	0
			修士課程		0	0	0	0	0	0
			博士前期課程		0	0	0	0	0	0
			博士後期課程		0	0	0	0	0	0
			専門職学位課程		0	0	0	0	0	0
	兼担教員（学内の他学部等の教員）		兼担		0	0	1	1		2
	兼任教員（他の大学等の教員等）		兼任		10	8	9	0		27
合計				26	9	11	1	3	47	

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。  
 2. 「専任教員」欄の「実・み」については実務家みなし専任教員(年間4単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)数、「専・他」については法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員数を記入してください。

(2) 科目別の専任教員数

法律基本科目							基 礎 法 律 実 務 目 務	隣 基 礎 法 学 目 学 ・	科 展 開 ・ 先 端
憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法			
2	1	6	2	3	2	2	3	2	4

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。  
 2. 科目別に延べ人数で記入してください。

3. 教育課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目数・単位数及び修了に必要な修得単位数

区 分		開 設 授 業 科 目								修了に必要な 修得単位数		機構使用欄
		必修科目		選択必修 科目		選択科目		合 計		単位数	備考	
		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数			
法 律 基 本 科 目	公法系科目	7	12	2	2			9	14	12単位	●基準2-1-5ただし書きに該当する単位数：4単位。  ●左記の単位数のほか、次のとおり13単位を選択することとしている。 ・選択必修科目【法律基本科目群〔重点演習（公法1～2，民事法1～3，刑事法1～4）〕の中から1単位選択。 ・選択必修科目【実務基礎科目群，基礎法学・隣接科目群】，選択科目【実務基礎科目群，展開・先端科目群】の中から5単位選択。ただし，選択必修科目として選択した科目を除く。 ・選択必修科目【全ての科目群】，選択科目【全ての科目群】の中から7単位選択。ただし，選択必修科目として選択した科目を除く。	
	民事系科目	23	32	3	3			26	35	32単位		
	刑事系科目	11	11	6	6			17	17	12単位		
	その他	4	4					4	4	4単位		
法律実務基礎科目		6	9	2	2	4	6	12	17	10単位		
基礎法学・隣接科目				6	10			6	10	4単位		
展開・先端科目						16	31	16	31	12単位		
合 計		51	68	19	23	20	37	90	128	99単位		

- (注) 1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目（不開講、隔年開講等）も含めてください。
2. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
3. 法律基本科目において、公法系、民事系、刑事系の3つの科目に区分できない授業科目については、法律基本科目の欄に「その他」を設けて記入してください。
4. 「修了に必要な修得単位数」欄の単位数のうち「合計」欄に記載されるものは、修了要件単位数になります。
5. 「修了に必要な修得単位数」欄の右欄には、基準2-1-5のただし書に該当する単位数及び複数の科目区分から修得する修了に必要な修得単位数を記入してください。

(2) 開設する法律実務基礎科目

区 分	開 設 授 業 科 目			修了に必要な 修得単位数	備考	機構使用欄
	授業科目名	単位数	必修・選択等			
法曹倫理	法曹倫理 1	2 単位	必修	2 単位		
	法曹倫理 2	2 単位	選択			
民事訴訟実務の基礎	民事訴訟実務基礎 1	1 単位	必修	1 単位		
	民事訴訟実務基礎 2	1 単位	必修	1 単位		
刑事訴訟実務の基礎	刑事訴訟実務基礎	2 単位	必修	2 単位		
法情報調査					必修科目「法学概論」 「法曹倫理 1」の中で実 施	
法文書作成	法文書作成	2 単位	必修	2 単位		
模擬裁判	模擬裁判	1 単位	必修	1 単位		
ローヤリング	ローヤリング	1 単位	選択			
クリニック	リーガル・クリニック	1 単位	選択必修	いずれかを 1 単位		
エクスターンシップ	エクスターンシップ	1 単位	選択必修			
公法系訴訟実務の基礎	公法実務基礎	1 単位	選択			
その他	臨床法務	2 単位	選択			

- (注) 1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目(不開講、隔年開講等)も含めてください。
2. 開設していない区分については、「授業科目名」欄に「不開設」と記入し、「単位数」欄、「必修・選択等」欄及び「修了に必要な修得単位数」欄に「-」を記入してください。
3. 法情報調査及び法文書作成については、当該教育内容を授業科目ではなく、ガイダンス等の方法で指導を行っている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
4. 「その他」欄には、上記区分に該当しない授業科目を、適宜行を追加して記入してください。

※（１）又は（２）において、前年度に入学した学生に適用されるカリキュラムと比較して、変更がある場合は、変更内容を以下の枠に記入してください。

区 分	平成31年(令和元年)度	平成30年度	変更内容	機構使用欄
法律基本科目		「重点演習（民事法４）」（選択必修科目，１単位）	廃止	
法律実務基礎科目				
基礎法学・隣接科目		「外国法」（選択必修科目，２単位）	廃止	
展開・先端科目		「金融取引法」（選択科目，１単位） 「金融商品取引法入門」（選択科目，１単位） 「国際私法演習」（選択科目，１単位） 「独占禁止法」（選択科目，２単位） 「倒産処理法演習」（選択科目，１単位） 「国際民事訴訟法」（選択科目，２単位） 「少年法」（選択科目，２単位） 「環境法演習」（選択科目，２単位）	廃止	
		「企業決済法」（選択科目，１単位）	新規開設	

- (注) 1. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。  
 2. 「令和〇年度」欄及び「(〇-1)年度」欄には、変更のあった授業科目名、必修・選択の別、単位数を記入してください。  
 3. 「変更内容」欄には、新規開設、統合、廃止、名称変更、単位数の変更や必修・選択の別の変更、その他変更のあった内容を記入してください。

(3) 授業時間等の設定

区 分	講義	演習	実習	その他	機構使用欄
1単位当たりの授業時間	15時間	15時間	30又は40時間		
1年間の授業期間	春季休業期間：4月1日～4月7日 前期（第1ターム）：4月8日～6月3日 （前期中間及び第1ターム期末試験：6月5日～6月11日） 前期（第2ターム）：6月12日～8月7日 （前期期末及び第2ターム期末試験：8月8日，8月9日，8月16日～8月20日） 夏季休業期間：8月21日～9月30日 後期（第3ターム）：10月1日～11月22日 （後期中間及び第3ターム期末試験：11月25日～11月29日） 後期（第4ターム）：12月2日～2月6日 冬季休業期間：12月26日～1月5日 （後期期末及び第4ターム期末試験：2月10日～2月17日） 学年末休業期間：2月18日～3月31日				
各授業科目の授業回数(単位) (集中講義は除く)	15回（2単位）				

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
2. 「その他」欄には、複数の授業形態を組み合わせている授業科目の授業形態の種類及び1単位当たりの授業時間を記入してください。

(4) 履修登録単位数の上限

区 分	単位数	備 考	機構使用欄
1年次	36		
2年次	36		
3年次 (最終年次)	44		

- (注) 1. 長期履修については、適宜行を追加して記入してください。
2. 基準3-3-1(1)ア又はイに該当する措置がとられている場合には、その旨を「備考」欄に記入してください。また、アに該当する措置がとられている場合には、対応する授業科目名及び単位数を「備考」欄に記入してください。

4. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

区 分	内 容				備 考	機構使用欄
成績のランク分け 及び各ランクの分布 の在り方	秀	90 点	～	100 点	成績は絶対評価にて行う。 成績の評価のランク分け及び各分布の在り方は学生便覧に掲載し、年度初めのガイダンスで周知している。 なお、授業科目「エクスターンシップ」及び「リーガルクリニック」の成績評価については、左欄の成績ランクによらず、「合・否」の2段階のランクで評価している。	
	優	80 点	～	89 点		
	良	70 点	～	79 点		
	可	60 点	～	69 点		
	不可	0 点	～	59 点		
成績評価における 考慮要素	試験の成績，レポート，授業中の発言内容の授業への貢献度				各授業科目のシラバスに掲載し，学生に周知している。	

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。  
 2. 規則等で例外等を定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置等

区 分	具体的措置	機構使用欄
成績評価についての説明を希望する 学生への説明の機会の設定	学生との面談の機会を設け、評価の詳細を説明している。 不服がある場合には、研究科に対する異議申立てを行うことができることとしている。	
教員間における 各授業科目の成績評価に 関するデータの共有	教授会において、全科目の成績評価に関するデータを配付し、共有している。	

(注) 上記2区分以外に成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置がとられている場合には、適宜行を追加して記入してください。

(3) 成績評価の結果に係る必要な関連情報の告知方法

区 分	具体的措置	機構使用欄
成績評価の基準 (採点のポイント等)	成績評価の後、速やかに採点のポイントをTKCシステム（法科大学院教育研究支援システム）上に掲示するようにしている。	
成績分布データ	学生との面談で紙媒体で配布している。また、学生情報システム「もみじ」にて成績の開示を行っている。	

(注) 上記2区分以外に成績評価結果とともに学生に告知される必要な関連情報があれば、適宜行を追加して記入してください。

(4) 期末試験(本試験)・再試験・追試験

① 制度の有無及び受験資格

区分	制度の有無	受験資格	備考	機構使用欄
期末試験 (本試験)		3分の2以上の出席をもって受験資格とする。		
再試験	無		平成28年度より 廃止。	
追試験	有	本試験の欠席につき、疾病等、所定の正当 事由があり、一定期間内に診断書を添えて申 出があること。		

- (注) 1. 再試験、追試験の制度がある場合は「制度の有無」欄に「有」、制度がない場合は「無」と記入してください。
2. 「受験資格」欄は規則、学生便覧の記載をそのまま記入してください。
3. 再試験又は追試験において、成績評価基準等について期末試験(本試験)と異なる取扱いを定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
4. 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由を備考欄に記入してください。

② 実施方法における配慮等

具体的措置	機構使用欄
<p>期末試験の解答用紙には学籍番号のみを記すこととして匿名性に配慮しているほか、原則として、当該科目に関係する複数教員において、事前に協議・検討した上で出題するなど、期末試験における実施方法について配慮している。</p> <p>追試験においては、出題レベル及び内容について、受験者に不公平を生じさせないようにするため、「追試験に関する申合せ」を作成して教授会・FDで周知している。</p>	

(注) 本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。

(5) 修了要件

標準修業年限 (長期履修)	3年 (6年)
単位数	99単位以上
GPA※	無
修了試験	平成25年度入学生までは、最終試験(公法系、民事系及び刑事系につき、約20分ないし30分程度の口述試験)あり。平成26年度入学生(既修者は平成27年度入学生より)からは無し。

機構使用欄

- (注) 1. GPAを修了要件としている場合は、「GPA」欄に具体的内容を記入し、修了要件としていない場合は、「無」と記入してください。  
 2. 修了試験制度がある場合は「修了試験」欄に具体的内容を記入し、制度がない場合は「無」と記入してください。

※(5)においてGPA制度を設けている場合は、GPAの計算方法について以下の枠に簡潔に記入してください。

計算方法：

機構使用欄

(6) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区 分		法律基本科目 の単位数	法律基本科目 以外の単位数	修了要件単位数	備 考
単位数	法学未修者	61～68	31～38	99	
	法学既修者	34～41	31～38	72	

機構使用欄

(注) 「法律基本科目の単位数」、「法律基本科目以外の単位数」(修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数)及び「修了要件単位数」欄については、修了に必要な単位数を記入してください。

**(7) 入学後の修得単位、入学前の修得単位、法学既修者認定単位、十分な実務経験を有する者の取扱いの取扱い**

区 分	取扱い	機構使用欄
入学後の修得単位	<p>大学院共通授業科目及び他研究科の授業科目のうち、本研究科が認めるものについて、4単位まで修了要件単位数に含めることができる。</p>	
入学前の修得単位	<p>教育上有益と認めるときは、入学前に大学院において修得した単位を、上記「入学後の修得単位」と合わせて36単位（法学既修者については、9単位）を超えない範囲で、研究科における授業科目により修得したものとみなすことができる。</p>	
法学既修者認定単位	<p>研究科の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、99単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定された者については、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。 前項の規定にかかわらず、研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、72単位以上修得することとする。</p>	
十分な実務経験を有する者の取扱い	<p>入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、研究科において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、展開・選択科目に属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を展開・選択科目の単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）</p>	

(注) 「取扱い」欄には、規則等に定められている内容を記入してください。

(8) 法学既修者の認定

		機構使用欄
法律科目試験の対象分野	本研究科において必要とされる法律学（1年次に開設されている法律科目）の基礎的な学力を判定する。憲法，民法，刑法，民事訴訟法，商法を出題範囲として，論文式の出題形式により実施する。ただし，民事訴訟法の出題範囲は通常訴訟の第一審手続き，商法の出題範囲は会社法に限る。	
履修免除対象	1年次必修の法律基本科目	
履修免除単位数	27単位	
出題及び採点において、公平を保つことができるような措置	募集要項に入学試験の出題対象分野を明示している。また，本学法学部の期末試験等と同様又は類似の問題が出題されることがないように，複数の教員が協議し，作成したものを教授会で確認している。	
他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱い	加算点申請を行う者に対して，次の条件を満たす者には一定の加算を行っている。 法学検定試験：アドバンスト<上級>コース，国家公務員試験：総合職(旧I種)合格	

- (注) 1. 「出題及び採点において、公平を保つことができるような措置」欄には、当該法科大学院を置く大学出身の受験者和其他の受験者との間で、公平を保つことができるような措置を記入してください。
2. 「他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱い」欄は、他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱いについて具体的に記入してください。

5. 入学者選抜

(1) 入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー)

機構使用欄

[抜粋] 詳細は「別紙」に掲載  
 本研究科は、高い倫理観と高度な専門知識・能力をあわせ持つリーガル・プロフェッションを育成するため、次の(1)から(5)までの学修姿勢を心掛けている人を多方面から求めます。  
 (1) 物事を一面的に捉えることなく多様な観点から複合的・複層的に分析できる人  
 (2) 何事にもチャレンジする積極果敢さを有する人  
 (3) 自らの行いを省みる習慣を持ち、改善工夫の努力を怠らない人  
 (4) 他人の意見に真摯に耳を傾けそれを糧としようとする人  
 (5) 自らの信念に基づきあるいは目標の実現のために継続努力している人

(2) 入学者選抜方法

区分	入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等	機構使用欄
法学未修者	資質確認 (配点50点) の点数, 小論文試験 (配点100点) の点数, 志望理由書・学部成績 (配点30点) の点数及び加算点 (配点20点) を合計した点数に基づいて総合的に判定する。	
法学既修者	資質確認 (配点50点) の点数, 法律科目試験 (配点260点) の点数, 志望理由書・学部成績 (配点30点) の点数及び加算点 (配点20点) を合計した点数に基づいて総合的に判定する。	

- (注) 1. 本文書作成年度に実施する入学者選抜について記入してください。  
 2. 入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等について公開されているものを簡潔に記入してください。

(3) 入学者選抜の実施状況

区 分	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	機構使用欄
入 学 定 員	入学定員20人 (未修既修: 合わせて20)	入学定員20人 (未修既修:合 わせて20)	入学定員20人 (未修既修: 合わせて20)	入学定員20人 (未修既修: 合わせて20)	入学定員36人 (未修:20, 既修:16)	
志 願 者 数	60	41	36	46	52	
受 験 者 数	50	36	36	40	47	
合 格 者 数	25	18	18	20	25	
競 争 倍 率	2.00	2.00	2.00	2.00	1.88	
入 学 者 数	18	11	11	13	13	
入学定員超過率	0.90	0.55	0.55	0.65	0.36	

- (注) 1. 本文書作成年度を含む過去5年度について、5月1日現在で記入してください。  
 2. 「入学定員」欄には、法学未修者と法学既修者を分けて募集している場合、入学定員に括弧書きでそれぞれの募集人数を記入してください。(例:入学定員30人(未修:20、既修:10))  
 3. 「競争倍率」欄には、受験者数を合格者数で割った値を記入してください。  
 4. 「入学定員超過率」欄には、入学者数を入学定員で割った値を記入してください。  
 5. 「競争倍率」欄及び「入学定員超過率」欄については、小数点第3位を切り捨ててください。(例:合格者数が90人、受験者数が250人の場合の競争倍率は、 $250 \div 90 = 2.777\cdots \approx \lfloor 2.77 \rfloor$ となります。)

(4) 入学者選抜の改善

	機構使用欄
<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期履修制度を導入し、社会人等の出願者数及び入学者数が増えるように改善した。</li> <li>・出願者数及び入学者数が増えるよう、入学試験のタイムスケジュールを工夫した。</li> </ul>	

(注) 本文書作成年度の5月1日現在における入学者選抜の改善への取組(検討状況含む。)について記入してください。

6. 修了者の進路及び活動状況

(1) 司法試験の合格状況

① 解釈指針 1-1-2-2 (1) 関係

司法試験実施年度	受験者数	合格者数	合格率	機構使用欄
令和元年度	※	※	※	
平成30年度	48	12	0.2500	
平成29年度	50	3	0.0600	
平成28年度	74	15	0.2027	
平成27年度	88	15	0.1704	

- (注) 1. 年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。  
 ※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。
2. 「受験者数」、「合格者数」欄には、司法試験が実施された各年度における、解釈指針1-1-2-2(1)の状況について記入してください。
3. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値を記入してください。  
 なお、端数については、小数点第5位を切り捨ててください。(例:合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567 \dots \approx 『0.1756』$ となります。)

②解釈指針1-1-2-2(2)関係

修了年度	修了者数	合格者数						合格率	機構使用欄
		司法試験実施年度							
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計		
平成30年度	10					※	※		
平成29年度	16				2	※	※		
平成28年度	12			0	5	※	※		
平成27年度	19		6	0	2	※	※		
平成26年度	19	5	1	2	2	※	※		

- (注) 1. 年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。  
※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。
2. 「修了者数」欄には、司法試験を受験しなかった者を含めて、当該年度に修了した者の人数を記入してください。
3. 「合格者数」欄には、各修了年度における修了者のうち、司法試験に合格した者の人数を記入してください。
4. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値を記入してください。  
なお、端数については、小数点第5位を切り捨ててください。(例:合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567 \dots \approx 『0.1756』$ となります。)

(2) 法学未修者

区 分	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	機構使用欄
標準修業年限での修了者数	1	3	6	9	5	
修了率	0.16	0.60	0.40	0.45	0.26	
特徴的な進路						

(3) 法学既修者

区 分	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	機構使用欄
標準修業年限での修了者数	5	2	4	6	6	
修了率	0.50	0.28	0.50	1.00	0.85	
特徴的な進路						

- (注) 1. 「標準修業年限での修了者数」欄については、本文書作成前年度を含む過去5年度について、5月1日現在で記入してください。なお、長期履修制度を利用して修了した者は含めないでください。
2. 「修了率」欄には、「標準修業年限での修了者数」を当該学年の入学者数で割った値を記入してください。なお、端数については、小数点第3位を切り捨ててください。(例: 修了者数が38人、入学者数が41人の場合には、 $38 \div 41 = 0.9268 \dots \div \text{『0.92』}$ となります。)
3. 「特徴的な進路」欄には、法曹三者以外に、国家・地方公務員、企業法務関係等、修了者の進路で特徴的なものがあれば、把握できている範囲で、それらの進路ごとにその人数を記入してください。

7. 自己点検及び評価

(1) 自己点検及び評価の体制

		機構使用欄
担当組織	自己点検：法務研究科評価委員会（委員6名の常設委員会）	
評価項目	<p>基準1：教育実施体制</p> <p>1-1 教育組織と活動 教育活動を展開する上で必要な体制が整備され機能しているか。</p> <p>1-2 学生の受入と支援 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が定められ、それに沿った学生の受入が実施されており、学生への支援が適切に実施されているか。</p> <p>基準2：教育内容と方法</p> <p>2-1 教育課程と内容 教育課程の内容と水準が学位名において適切か。</p> <p>2-2 修了認定と学位 修了認定と学位に係る審査体制は適切か。</p> <p>基準3：学習成果</p> <p>3-1 教育の効果 教育の目的と人材像に照らして、修了時において学生が身に付けるべき技能や知識、思考方法などについて、教育の効果が上がっているか。</p> <p>3-2 研究活動 大学院生の研究活動において効果が上がっているか。</p> <p>3-3 進路 修了時の学生による評価や意見、進路状況等から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>基準4：施設・設備及び研究支援 教育研究活動を展開する上で必要な研究施設・設備及び支援体制は整備されているか。</p> <p>基準5：内部質保証システム 教員の教育研究活動に関する自己点検・評価が継続的に実施され、機能しているか。</p> <p>基準6：教育情報等の公表 教育研究活動に関する情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされているか。</p>	

自己点検・評価書の公表年・月	平成31年 3月	
自己点検・評価書の公表方法	法科大学院ウェブサイトに掲載している。 URL< <a href="https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/disclosure/gaibu">https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/disclosure/gaibu</a> >	

- (注) 1. 担当組織及び評価項目については、本文書作成年度の5月1日現在の、自己点検及び評価の実施体制及び評価項目を記入してください。
2. 「自己点検・評価書の公表年月」については、作成・公表された直近の自己点検・評価書の公表年・月(表紙等に記載の上梓日等)を記入してください。

(2) 自己点検及び評価に基づく改善

自己点検及び評価の結果	改善の事例	備考	機構使用欄
教育改革にあたり、より広く外部の意見を取り入れる必要がある。	令和元年度から、本学教員と広島弁護士会、広島県、神戸大学法科大学院、複数の民間企業の関係者で組織する広島大学大学院法務研究科教育課程連携協議会を立ち上げた。		

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、本評価実施後に、法科大学院における自己点検及び評価の結果に基づいて実施した改善の事例について記入してください。
2. 本文書作成年度の5月1日現在において、検討中であり、未だ改善の途上にある事項については、現在の状況を「改善の事例」欄に記入し、「備考」欄に今後の見通し等についても記入してください。

改善すべき点の対応状況

章	改善すべき点	対応状況	備考	機構使用欄
2章	必修科目である授業科目「公法総合演習」、 「民事法総合演習」及び「刑事法総合演習」についてのみ、同一年度内に同一授業科目の再履修を可能としており、実質的な救済措置となりうる可能性があることから、当該授業科目の開講形態について再検討する必要がある。	(令和元年度) 総合演習科目(公法、民事法及び刑事法)の目的が、「法科大学院修了に必要なミニマムライン」、すなわち複数の争点が錯綜する具体的事例の検討を通じた事例解決能力の修得の確認にあることを確認し、同一科目名であってもタームごとに取り上げる争点及び事例を変更することによって、再度の履修が救済措置とならないことを担保している。 なお総合演習科目の開講形態については、選択必修等の形態も含めて、教育プロセスの見直し・改善の一環として検討している。		

4章	成績評価基準は、シラバスに明示すると定められているにもかかわらず、成績評価の考慮要素及びその割合の記載がシラバス上で不明確な授業科目が散見されるため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。	(令和元年度) シラバス記載の成績評価基準につき、FDにおいて考慮要素およびその割合を明記することを改めて確認するとともに、教務委員会において全ての開講授業科目についてその記載内容をチェックし、十分な明確化がなされていない場合等では修正・改善を指示し、担当教員に指示内容を確認の上、修正等を行わせ、その情報を全教員で共有した。	
4章	成績評価に関するデータが教授会の構成員でない兼任教員及び兼任教員に共有されていないため、成績評価に関するデータの共有について検討・改善を図る必要がある。	(令和元年度) 成績評価については、各年度の前期・後期終了時に行われる兼任教員及び兼任教員が出席する拡大FD会議において、成績評価の現状とその改善及び工夫を議論、検討しているが、その前提としてデータの共有を図る方法について検討中である。	
4章	絶対評価方式をとる可否の判定尺度について、必ずしも教員間で認識が共有されておらず、個々の授業科目における絶対評価の基準を組織全体で共有するなどの措置が講じられていないため、組織全体として検討・改善を図る必要がある。	(令和元年度) 新たに見直した積み上げ方式による学修到達度に照らし、成績評価における絶対評価方式での可否判定ラインについて、各授業科目での具体化及び同一法領域における他の授業科目との調整を行い、各授業科目について可否判定ラインが適切であることをFDにおいて確認し、組織全体として共有している。	
6章	当該法科大学院においては、入学者選抜における法学未修者コースと法学既修者コースとの間で併願することを認められているが、併願者について、法学既修者コースに合格した者は、常に法学未修者コースの可否判定から最終的に除外されていることから、それらの者について法学未修者コース受験者数から除外した場合には、入学者選抜における競争倍率は、5年の評価期間中において、2倍を下回っていると考えられる年度が評価実施年度を含め4回あることから、入学者選抜における選抜機能を十分に働かせるため、併願者の取扱いについて改善を図る必要がある。	(令和元年度) 平成30年度評価報告書における指摘に基づき、文部科学省により明確化された取扱い基準に照らして、併願者の取り扱いにつき、併願者が3年コース・2年コースのいずれでも合格ラインを超えた場合には双方の合格通知を出した上で、所定の時期(入学手続完了時期を予定)までにその選択をさせることとした。	
10章	東千田図書館に備えられている図書及び学習に必要な雑誌について、その一部は版が古く、備えられている数が必ずしも十分でないため、改善措置を講じる必要がある。	(令和元年度) 平成30年度認証評価報告書における指摘に対応して、「学生用図書選定」及び「教員による学生用図書選定」の制度を用いて、債権法及び相続法の改正による新版を購入するほか、需要の多い図書に関しては複本を購入することとし、禁帯出の図書も増やすことにしている。 また、『ジュリスト』、『法学教室』、『判例時報』など法学関連の雑誌(電子版を含む)を図書館、社会科学研究科、法務研究科で継続整備・購入することとした。	

- (注) 1. 「改善すべき点」欄は、評価実施時に「改善すべき点」として指摘された事項ごとに欄を区切り、第1章から第11章の順に記入してください。
2. 「対応状況」欄については、評価実施時からの対応状況を古いものから順に記入してください。
3. 未対応の事項について対応計画等があれば、「備考」欄に記入してください。